

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の信託約款を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）
iFreeETF インド Nifty50（233A）
2. 変更内容および変更理由
投資家の利便性を高めるため、追加設定および一部解約の申込単位を、以下のとおり引き下げます。
現 行：5,000口以上1口単位
変更後： 500口以上1口単位
3. 日程
2025 年 11 月 27 日まで 金融庁へ届出
2025 年 11 月 28 日 変更日
4. 変更に関する書面決議手続き
当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行ないません。

5. 信託約款の新旧対照表

変 更 後	現 行
（受益権の申込単位および価額） 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>500口</u>以上1口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑦ （略） （信託契約の一部解約） 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>500口</u>以上1口単位をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑧ （略）	（受益権の申込単位および価額） 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5,000口</u>以上1口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑦ （略） （信託契約の一部解約） 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5,000口</u>以上1口単位をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑧ （略）

以上